

様式第1号

会 議 録

| | |
|-----------------|---|
| 会 議 の 名 称 | 令和6年度 第2回所沢市文化財保護委員会 |
| 開 催 日 時 | 令和6年11月26日(火) 午前10時00分 から 午前12時00分 |
| 開 催 場 所 | 市役所6階 502会議室 |
| 出 席 者 の 氏 名 | 林 宏一 新井政明 金井秀人 金澤 光 新藤康夫 宮本八恵子 羽生修二 佐藤孝之 |
| 欠 席 者 の 氏 名 | 田中 信 |
| 説 明 者 の 職 ・ 氏 名 | |
| 議 題 | 議事 1 鈴木源太郎家所蔵資料について 2 所沢市文化財保存活用地域計画(序章から第4章)について 報告 1 事務局からの各種報告 |
| 会 議 資 料 | ・会議資料1 鈴木源太郎家所蔵資料の区分について ・報告資料1 文化財保護課事業報告 |
| 担 当 部 課 名 | 教育総務部 部 長 千葉裕之 次 長 池田 淳 文化財保護課 課 長 稲田里織 主 幹 川島一禎 所 長 古谷芳貴 主 任 木村立彦 会計任用 矢田和美 教育総務部文化財保護課 電話04(2991)0308 |

様式第 2 号

| 発言者 | 審議の内容（審議経過・決定事項等） |
|-----|---|
| 事務局 | <p>1、開会</p> <p>2、教育長あいさつ</p> <p>3、文化財保護委員長あいさつ 林委員長が議長となり、議事を進める。 「所沢市情報公開条例」に基づき本会議、会議資料、会議録の公開について諮り、公開とする事を議長が宣言。次に、会議録については要約方式、発言者の委員名は出さず「委員」の表示とする事、会議録の確定は議長（委員長）の承認で行う事を確認した。</p> |
| 議 長 | <p>4、議事 （1）鈴木源太郎家所蔵資料の区分について 鈴木源太郎家所蔵資料の指定に向けた区分について、審議をしていきたい。</p> |
| 事務局 | <p>～事務局から説明～</p> |
| 議 長 | <p>担当委員から補足等はあるか。</p> |
| 委 員 | <p>資料1のように大きな分類で特徴を出していきたい。古文書という江戸時代以前の文書になるが、鈴木家の多くの文書は近現代資料なので、古文書という表現は最終的に変えた方が良い。近現代資料に絵葉書や写真、書画類を含めたものが鈴木家の歩みや特徴を示すことになるので、絵葉書、写真、書画類も含めて指定した方が良い。そうすると、文書という表現よりも歴史資料という形で捉えていくことが適当であろうというところが今回の提案。</p> |
| 議 長 | <p>担当委員の意見は、一括した資料として括ることは変わらない。それでは、絵画担当委員は補足などあるか。</p> |
| 委 員 | <p>鈴木家の当主が文化人との交流の中で集めたものは安心できるが、江戸時代の絵画については現リストに記載の作者が疑わしい作品である。特に狩野派の著名な作家の作品は、交流の中で求めたものとは違う括りになるのではないか。現リストに記載の作者が疑わしい作品の取り扱い等を検討いただきたい。文化財の活用ということで展示の機会も必要と思うが、その際に疑わしい作品を展示するのはなかなか厳しい。皆さんも観ればわかると思うが、市民でも気づく人が多いと思う。江戸時代の狩野派の絵画というものが、鈴木家の歴史資料としては少し古いところに属しており、鈴木家において嗜好的に求めたものの一つとしてみた方が良い。 所有者がどう感じるかも考慮すべきだが、いくら歴史資料としての指定でも絵画の基準が高くはないものがある。指定対象から外すことも考えた方がいい。</p> |
| 議 長 | <p>その辺りは他の委員にも伺うことにする。民俗文化財について担当委員から補足などあるか。</p> |

| | |
|-----------|---|
| <p>委員</p> | <p>私は古文書に絵葉書、写真、書画類その他を含めたものを歴史資料として一括りにし、民俗文化財の括りと石川文松筆襖絵のみ絵画資料という区分案に賛成。</p> <p>絵画資料については、質的な問題、時代的な問題で全部を指定対象には難しいとあったが、古文書もやはり江戸時代のもが含まれている。民具はほとんど現代のものだが、一部膳椀類には江戸時代末期の物もある。全体として、やはり所沢の近代化を支えた家であり、松井村の中でリーダー的な存在で文化人との付き合いも広く、飛行場開設にも貢献した。一般の農家というよりも地域を代表する家だったからこそ集まった資料群であり、絵画資料も、鈴木家だから集まった絵画のコレクションであり、鈴木家を物語る資料であるという事で括れると思う。鈴木家という大きな柱の中に全部吸収されるという括りで指定することに賛成。</p> <p>総合的な鈴木源太郎家ブランドというところにこだわりたい。今、有形文化財の歴史資料で7分類になっているが、例えば社会教育活動が古文書や写真にもあるが、社会教育活動に貢献したことで頂いた金杯、銀杯、盃やお盆などが民具の社会生活用具にある。また、農業経営の古文書470点の中には養蚕製糸関係資料もあり、民具の養蚕製糸用具と濃密にリンクしている。有形文化財の歴史資料も所沢の近代化を語る資料であり、民俗文化財も同じタイトルで総合的に指定したとわかるようなタイトルにした方がよい。</p> |
| <p>議長</p> | <p>担当委員の見解も、重要なポイントを抑えていると感じた。それを踏まえてもう一度確認するが、事務局案は指定区分について「民俗文化財（有形民俗文化財）」・「有形文化財（歴史資料※古文書含む）」・「有形文化財（絵画）」の3つに分けるということか。</p> <p>絵画担当委員はこの石川文松筆襖絵を独立させる事は、委員の見解に基づいてということによろしいか。</p> |
| <p>委員</p> | <p>この作品は焼けや傷みが強い。居宅の中で長い間使っていた襖で歴史もある。石川文松は所沢で20年間活躍され60歳で亡くなっている。石川文松筆襖絵は40代の若い時の作品だが、現行で指定されている石川文松の作品では、一番若い時期の作品だろう。年号がない点と傷みがある点が少し気になるが、作品の出来栄えと若い時期の作品という点で絵画として独立して指定できる。</p> |
| <p>議長</p> | <p>多岐に渡ったが、基本的には歴史資料と有形文化財という事で大きく分けるということであるが、他の委員はいかがか。</p> |
| <p>委員</p> | <p>特に問題ない。非常に良い。</p> |
| <p>委員</p> | <p>タイトルで分けるのは難しい。所沢に関する近代資料ということで、鈴木家における資料とコレクションと付属させたらいかか。江戸時代以前のはコレクション的観点から付属的なものという形で付け加えるタイトルも良いと考える。</p> <p>一つに括るとどうしてもはみ出るものが出てくる。鈴木家におけるコレクションという形で追加したらいかか。</p> |

| | |
|-----|--|
| 議 長 | コレクションとして歴史資料に括するというご意見。その他の委員はいかがか。 |
| 委 員 | 事務局案に賛成。絵画としての指定は難しいが、歴史資料として括るのが良いと思う。 |
| 議 長 | 統括的に絵画や写真等が歴史資料として一括した形で捉えるということである。その他の委員はいかがか。 |
| 委 員 | 書画の中に江戸時代のものがあり、絵画・美術品としての位置づけは難しいという事だが、江戸時代の古文書も含めているので、歴史資料に古文書だけでなく書画類も含めて良いと考える。 |
| 議 長 | <p>この歴史資料という大きな括りで捉えれば、今色々議論に出てきた、絵画、絵葉書、その他もその中に含まれる。基本的には民俗文化財と有形文化財（歴史資料）という区分けをする。</p> <p>石川文松筆襖絵は別途、有形文化財（絵画）として指定する方向性でよろしいか。基本的には鈴木源太郎家に残されている、鈴木家のたどってきた、歴史と生活と趣向。そういう資料であると捉えて、次の世代に一つの歴史の証言として残していくということによろしいか。あとは名称ということになる。これまでは、「斉藤家文書及び歴史資料」という形であった。新しい名称の在り方として国や県でも、「〇〇家資料」とした名称の付け方もある。その辺は、鈴木家文書及び歴史資料という従来の名称に習った形で考えるか、鈴木家資料という名称を選択する形もある。</p> |
| 委 員 | 名称については、近代を入れたい。鈴木家の資料が、近代の資料であることが一目瞭然でわかるような名称がいいと思う。もっとインパクトのある名称がよいかとも思う。 |
| 委 員 | 私も近代は入れたいと思う。所沢の近代の歩みがそのまま鈴木源太郎家の歩みを映している。飛行場であるとか、養蚕であるとか、所沢ブランドをそのまま映している。所沢の歩みを映す鈴木家資料なので、近代をいれた方が良いと思う。 |
| 議 長 | まだ結論は出ないので、指定にあたっての名称の在り方、名称プラス歴史資料、或いは鈴木家文書など、今日の審議を踏まえた上で、各委員さんに検討いただく。行政的な結論を出すということをお願いしたい。 |
| 部 長 | 一目瞭然、サブタイトルでどういう内容か類推できるという名前の付け方が良いと思う。色んなものを入れようとすると名称自体が長くなる。そこが難しい。 |
| 議 長 | 分かりやすく、鈴木源太郎家の資料群の格式を表せるような名称、簡潔に表現できるものがあれば一番良い。 |
| 委 員 | 所沢の近代を映す鈴木源の資料、それぐらいの。鈴木源太郎家とフルネームは使えないと思うので。 |

| | |
|-----|---|
| 議 長 | 鈴木源太郎というのは、代々使われてきた名前なのか。個人名を出すのはちょっと問題がある。 |
| 事務局 | 鈴木源太郎は、12代と現当主の名前。指定対象の資料は、13代の資料がかなり多い。 |
| 議 長 | 事務局からは何かあるか。 |
| 事務局 | 絵画における江戸時代の疑わしい作品の取り扱いについて、事務局としてはそれだけを外すことには疑問があるが、作者の疑わしい作品を指定し、一般公開することは良くないと考える。明らかに狩野派の作品ではないものは、作者名を出さず、作者不明花鳥図と表示したり、その他掛軸として何点あると一括りにしたり、表向きに名前が出てこない形で処理することが良いと考えている。 |
| 議 長 | 作者の疑わしい作品がある場合は備考の中で検討を要するなど表示すれば良い訳で、そういう作品が集まるのも、ひとつの名家として、ひとつの流れである。他自治体でも、そういう作品が指定になっている例もある。そういう形で、名家に集まる作品がどういう作品かというのは、一つの歴史資料である。リストから外すよりは、作者の名称を出さない形で処理していけばよろしいのではないか。 |
| 委 員 | 安心なものだけを入れた方がよい。 |
| 委 員 | ダメな作品でも江戸時代の作品という事で評価できる。刀では、政宗と書いてあったら、偽物でも「政宗と銘あり」と表記する。見る人がこれは偽物と納得してもらう形をとる。それを外すのではなく、見た人の見解で、偽物なのかと思ってもらうのも面白い。 |
| 委 員 | その政宗は指定になっているのか。 |
| 委 員 | 鎌倉時代の刀工であるという認識で、鑑定されてこれは政宗のものであるという鑑定書がつく。例えば、無名の作品でも、これは政宗の刀であると鑑定がついている場合に、この人が入れ物だけ政宗を買いました、ただこれは政宗ではないというのがわかる。 政宗は鎌倉時代の刀工だが、例えば江戸時代の刀工が打った政宗というものであれば、これは江戸の刀工が打った江戸時代の刀だが政宗と銘ありと表記する。 |
| 委 員 | 来歴は結構だが、今回は所沢市の文化財指定を検討している。 |
| 議 長 | 個別に指定を検討すれば、当然指定されないだろう。 |
| 委 員 | 絵画として価値があるものは個別に指定する。それ以外は資料群として括る。古文書の中に、斉藤家の偽文書なんていうのがある。それもかつては排除されたと思うが、偽文書なら偽文書でそれが作られた意味があるだろう。それは話がちょっとずれるが、私は群として捉えるということで如何かと思う。 |

| | |
|-----|--|
| 議 長 | <p>担当委員の制作者としての厳しい意見もあるかと思うが、大きく群として捉えていくことが基本的に歴史資料の考え方。担当委員のご意見はご意見として。最終的に疑わしい作品を外すかどうかについては、私個人としては、そのまま一括して歴史資料としての指定に。それについてはまた次回最終的に確認をとったうえで結論を出していくということよろしいか。</p> |
| 委 員 | <p>この作品の目録というよりも、今回は、所沢の近代化を支え、また近代の歩みをもろに示す鈴木家の歴史であり、社会性であり、地域での役割であり、鈴木家の柱に重きを置いた結果でいいと思う。一点一点を鑑定していくと民具でもそれはあり得るが、子供が使った塗り絵の部分は価値が無いとなる。しかし、個々の評価よりも鈴木家ストーリーの方に重きを置けばその点は全部鈴木家ストーリーに関わってくるもの。</p> |
| 議 長 | <p>今の担当委員の見解が、鈴木源太郎家に関する資料のきちんとした輪郭と考えられる。そういったことをご理解をいただきたい。次回最終的に名称、サブタイトル等について結論を出すという事で、事務局よろしいか。</p> |
| 事務局 | <p>事務局説明 2 点目の古文書の私信に関する取扱いもご議論いただきたい。</p> |
| 委 員 | <p>これもなかなか難しい。プライベートの写真など明らかに私信と分かるものもあるが、公的な立場による私信など区別が難しいものも含まれる。現在のお宅もあり、プライバシーの問題もあるかもしれないが、「課題あり」と記載するなど、当面はそういう措置をとれば良いと考える。</p> |
| 議 長 | <p>私も担当委員の意見、提案に同感である。プライベートに関わって公開が望ましくないものについては、内規なり規則を定めてそれは非公開というような措置をとれば解決できると思うが、如何か。</p> |
| 委 員 | <p>プライベートな部分まで公開する必要はない。ただ歴史資料として後世に遺していく必要性はある。</p> |
| 部 長 | <p>我々が一番心配しているのは、近代以降の資料は、現代と繋がってくるものがある。特に文書に関しては個人が限定されてしまうという事が多い。対策としては規則を定めて、厳密に公開区別が出来れば良いと考える。例えば歴史資料の中でも文書に限らず、書画類や写真であっても、個人情報観点でどう取り扱うかというところが、時代が下れば下るほど難しくなると感じている。指定に際し、個人情報としての配慮も確認させて頂きたいと考えていた。</p> |
| 議 長 | <p>市の情報公開条例などに則り、指定文化財に関わる個人情報に関してはきちんとした形で指定の規則なり、公開基準なりを定めることで解決できるのではないかと思う。鈴木源太郎家に関しては以上のような形で、次回、最終的な名称とサブタイトルのご検討をいただくということでこの審議は終わらせていただくがよろしいか。</p> |
| | <p>次に、所沢市文化財保存活用地域計画について。</p> |

| | |
|-----|---|
| 事務局 | (2)所沢市文化財保存活用地域計画（序章から第4章）について ～事務局から説明～ |
| 議長 | 各章ごとに目を通していただいて意見を頂く。序章に関しては基本的なことと、文化財にかかわることだけではなくて、市全体の目標などを含めた内容になっている。この中で何か確認、ご意見等はあるか。 |
| 委員 | 11頁の「所沢市みどりの基本計画」について、将来像は水とみどりがつくるネットワークとあるが、みどりについては狭山丘陵や三富新田など触れられているが、水については触れられていないのが不思議。水についての記述もあったら良い。 次に、15頁の「文化財の定義」について、民俗文化財は、昭和55年文化庁刊行の「民俗文化財の手引き」という中に詳しく分類の一覧表があるが、それと違うので違和感を感じた。 |
| 事務局 | 関連計画は、措置に関わるものは具体的に記載している。「所沢市みどりの基本計画」は内容を再確認する。 |
| 議長 | 序章に関してはよろしいか。では第1章の説明をお願いしたい。 |
| 事務局 | ～事務局から説明～ |
| 議長 | 第1章は、市の概要について。第2節の社会的状況の人口の推移で新住民の捉え方はできないか。 |
| 部長 | 新住民という定義がなかなかつけにくい。人口推計は昭和55年から始まっているもので、人口が増加した時期などは統計的にはわかると思う。 |
| 委員 | 37頁の「山口貯水池と地場産業」について、「狭山湖として周辺の観光開発もおこなわれました。」との記載があるが民間団体の狭山貯水池愛護会という団体が桜の植樹をするなど、観光化に向かって動きを活発にする一方、西武鉄道も観光化に向かって乗り出してきており、両者の動きを加筆しても良いと思う。文量を考慮してそうした記載は可能か。 |
| 事務局 | 全てを記載することは難しい。 |
| 委員 | 狭山湖の情報が触れられない。村山貯水池と山口貯水池が出来たことにより周りの観光開発が進み、鉄道会社と民間の愛護会とのせめぎあいもあって、今に至っている。ブランド力との関わりも含めてどこかに盛り込まれてもいいかなという感じがした。 |
| 部長 | 非常に難しい。見方によるという事。委員の視点は恐らく狭山丘陵を中心にした視点。所沢市の視点としては、山口貯水池が所沢市であって、村山貯水池は都内である。行政界をどう捉えるか。所沢市に関しての視点で記載することになる。 |

| | |
|-----|--|
| 議 長 | 委員からの意見も現状把握の中ではそれなりの意義あることで、多少触れられる可能性があれば検討して欲しい。 |
| 事務局 | 計画作成にあたり、文化庁から整合性をはかるよう指示があるため、具体的なことは書けなくても歴史文化の特性のブランドに繋がる形での表現を検討していきたい。 |
| 議 長 | そこはご苦勞をかけるが工夫をしていただきたい。第1章に関してはそういう事でよろしいか。では第2章の説明をお願いしたい。 |
| 事務局 | ～事務局から説明～ |
| 議 長 | 第2章市内所在の文化財の概要に関して何かご指摘などあるか。 |
| 委 員 | 未指定文化財について川越市には、指定はされていないがリストアップの段階で重要だと思われる建造物を監視が出来るシステムがある。リストアップされた建物について取り壊し要求がきた時にどうしたら良いか、また将来指定を検討するに相応しい建物なのかなど、そういう準備は考えているのか。 |
| 事務局 | 第2章は現状についての記載であり、課題については第5章以降に記載する。また、未指定文化財は指定文化財の予備群のように捉えるのではなく、あくまでも未指定文化財の傾向や、存在を紹介することになっている。 |
| 委 員 | 記載はそれで良いが、市としてはどう考えているのか。未指定文化財をこれからどうするのかということを各市町村に考えさせることが、地域計画を作成させる理由の一つだと思う。将来のことも考えた上で、今まで指定されていない歴史的建造物をこれからどうするのか、もう一度しっかり調査をやって、現状ではだいぶ壊されているし、年数も経っていて結構放置したままの建物がいっぱいあるという感じがするので、これも考えて欲しい。 |
| 議 長 | 今後の取り組みでどうこれを活用していくか、宿題として事務局では委員からのご提言をきちっと踏まえていただきたい。 |
| 事務局 | 第4章に現在の把握調査がどうかを記載する部分があり、そこで調査済みや未調査などと表示をし、そしてこの課題は何かと、次の措置に繋げていくというつくりになっている。 |
| 委 員 | 44頁の旭橋は、今後の事業を意識して記載しているが、鈴木家資料は未指定文化財でよいのか。 |
| 事務局 | 旭橋は事業化が進んでおり、今年度から復元を進めているため、文化庁認定申請時には完成する前提で記載している。鈴木家は指定審議中であるため、このような記載になっているが、指定後には修正する。 |
| 議 長 | 状況により、記載内容も変わってくるということか。 |

| | |
|-----|--|
| 委員 | 50頁の未指定文化財に、「山口貯水池も近代遺産であり建造物としても含まれます」と書いてあるが、周辺にも、当時の工事の遺構として、湧水塔、資材運搬のインクライン跡などが残っている。貯水池そのものだけでなく周辺のものも近代遺産として入れた方が良い。貯水池内の、勝楽寺の中に高射砲陣地跡は東大和の戦地資料を保存する会の調査報告もある。 |
| 議長 | それは非常に貴重なご指摘だ。近代化遺産、戦争遺産などについても目配りをして欲しい。未指定文化財の中に取水塔や高射砲陣地は入っているのか。 |
| 事務局 | 県の近代化遺産の調査報告書があり、それはあくまでも山口貯水池という形で書かれている。取水塔はその中に入っている。高射砲陣地は東大和市側の調査報告に挙げられているが、それが正式な形かどうかは何ともいえない。そこも含めて検討していきたい。 |
| 議長 | その他第2章で何かあれば個別に事務局へ。次に第3章の説明をお願いしたい。 |
| 事務局 | ～事務局から説明～ |
| 議長 | 第3章所沢市の歴史文化の特性についても文化庁の指導に合わせて簡潔に記載しているとのことだが、いかがか。 |
| 委員 | 65頁の「自然との共生」について、現在、柳瀬川にヤリタナゴはいない。埼玉県絶滅危惧種になっているホトケドジョウが所沢にはいる。そこら辺を少し出してもらった方がわかりやすい。また、テナガエビが出てくるが、テナガはあまり上流にはいない。柳瀬川に生息した記念物であれば、県の甲殻類の絶滅危惧種になっているヌカエビを取り上げた方がわかりやすい。 |
| 事務局 | 所沢市の生物多様性所沢戦略という環境クリーン部により調査した報告書をもとに書いたもので、後ほど委員からご指導いただき、正確な情報を記載することとしたい。 |
| 委員 | 63頁の所沢飛行場は所沢ブランドとして、発祥の地として取り上げられているが、所沢飛行場開設とともに忘れてならないのが浦町遊郭。これは町の有力者達が県に請願書を出して公娼の設置が認められた結果、紆余曲折を経て誕生した。娼楼の建物も1軒だけ残っている。表の歴史の所沢飛行場と、また違う歴史として記載があっても良いと思った。 |
| 事務局 | 地域計画は一般市民にわかりやすく説明する必要がある。飛行場があることによって海外から飛行機による来訪者や、米軍基地との関係で外国人との交流があったなど、飛行場ができた事だけでなく色々と周りにあるという委員のご意見は、何等かの形で考えたい。 |

| | |
|------|--|
| 委員 | 基地返還運動の一方で町の婦人達が基地に積極的に入っていきこうという運動を起し、互いに文化交流を行う日米婦人大学が開かれたことがあった。基地返還運動とは対照的だが、繋がりとしては記述してもいいと思う。 |
| 議長 | 計画書ですから、どこまで踏み込んで書くかというのは難しいものがあると思うが、事務局で配慮できるところ、あるいは付け加えるというところについては検討いただくという事でよろしいでしょうか。次に第4章の説明をお願いしたい。 |
| 事務局 | ～事務局から説明～ |
| 議長 | 既往の把握調査について、何かご意見あるか。 |
| 委員 | 70頁の「把握調査一覧」表は、順番を変えた方がわかりやすい。 |
| 議長 | 年代は前後しても構わないのでその方がわかりやすい。そういう方向性で良い。今回コメント頂いた内容は基礎資料、基礎データ。よく見ていただきたいのはこれから出る第5章だ。今回はこれで了解頂いたとしたい。次に事務局から各種報告事項をお願いする。 |
| 事務局 | ～事務局から各種報告～ |
| 議長 | 報告事項はこれをもって承認いただいたという事で。 その他何かあるか。 審議終了の挨拶。 |
| 事務局 | 次回会議の開催日程の説明。秋季企画展のご案内。 以上で本日の議事は終了。 |
| 副委員長 | 閉会の挨拶 |

